**岡山県看護師の特定行為研修助成事業実施要綱**

１　目的

　　地域包括ケアの構築に向けて、更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練

した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診

療の補助(以下「特定行為」という。)を行う看護師を計画的に養成することが必要であ

るため、特定行為研修制度が創設された。

　　特定行為を行うことができる看護師になるためには、厚生労働省が指定する研修機関

が実施する研修を修了することが必要であり、研修受講を促進するため研修受講等に必

要な経費の補助を行う。

２　補助対象

　　県内の特定行為研修を受講する看護師を雇用している医療機関等の開設者とする。

３　事業内容

　　看護師の特定行為研修受講の促進を図るため、当該年度内に特定行為研修を受講させ

る際に補助事業者が負担した経費のうち、研修を修了した看護師に係るものについて補

助金を交付する。

４　交付の流れ

（１）補助事業者は、知事が別に定める日までに、交付申請事前登録届（様式１）を県に

提出し、交付の事前登録を受ける。

（２）補助事業者は、研修修了後、交付申請書に別表に定める書類を添えて県に提出する。

（３）県は、交付申請書の審査後、交付決定と額の確定を補助事業者へ通知する。

（４）補助事業者は、補助金請求書を県に提出する。

５　その他

（１）交付申請は特定行為研修修了後１か月以内もしくは登録年度の３月31日のいずれか

早い時期までに行うこと。

（２）特定行為研修の研修期間が登録年度の３月31日を超えるものは補助対象とならない

こと。

（３）この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

　附　則

この要綱は、令和２年７月13日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和４年４月 1 日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

別表

|  |
| --- |
| 交付申請添付書類 |
| ・特定行為研修を受講する看護師の雇用が確認できる書類（社会保険証等の写し）  ・受講経費の領収書の写し  　　ただし、以下の事項が全て確認できるもの。  　　１　受講した指定研修機関の名称  　　２　受講した特定行為研修の区分及び特定行為の名称  　　３　特定行為研修受講に要した経費であること  　　４　受講者の氏名  　　５　宛名（受講者本人もしくは補助事業者あてのものに限る）  ・職員に支給金を給付した場合、その事実を確認できる書類（給与明細書等の写し）  ・特定行為研修修了書の写し  ・誓約書  ・役員等名簿  ・完納証明書（県が発行する県税の滞納がないことを証する書類） |